

## 令和5年度第1回印西市いじめ防止対策委員会 議事録

日時：令和5年6月28日（水）

午前10時～午前11時35分

場所：印西市教育センター大会議室

（そうふけふれあいの里3階）

### 《出席委員》

弁護士	礒野史大
大学教授	松浦俊弥
医師	久山登
公認心理師	塚田昌幸
元校長	中嶋加奈江

### 《出席事務局職員》

印西市教育委員会教育長	大木弘
印西市教育委員会指導課長	石川真樹子
印西市教育委員会指導課副参事	飯野晋二
印西市教育委員会教育センター所長	穂戸田和宏
印西市スクールアドバイザー	野田幸一 増田洋子
印西市教育委員会指導課指導主事	八代晃貴 山本靖子 中里和彦 山崎智貴

### 《傍聴者》

1名

### 《次第》

開会

- 1 教育長挨拶
- 2 自己紹介
- 3 印西市いじめ防止対策委員会について
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 議題

（1）本市におけるいじめ問題の状況と取組について（公開）

（2）本市のいじめ発生事例とその対応について（非公開）

- 6 諸連絡

閉会

## 【議事要旨】

### (資料確認)

進 行：皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回印西市いじめ防止対策委員会にご参加いただきありがとうございます。私は、教育委員会教育センター所長の穂戸田と申します。よろしくお願いたします。会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

### (委嘱状交付)

進 行：続きまして、委嘱状の交付を行います。教育長が皆さまの席にお伺いし、交付をいたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いします。なお、委嘱状の内容につきましては皆さま同じとなりますので、お二人目からは、お名前のみとさせていただきます。

### (傍聴席と録音機材の設置)

進 行：本会議におきましては、「印西市市民参加条例施行規則第12条及び第13条の規定」に基づき会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

### (傍聴者の入場)

進 行：では、傍聴者の入室を許可します。

(傍 聴 者 入 室)

### (開会)

進 行：それではただ今より、令和5年度第1回印西市いじめ防止対策委員会を始めます。

## 1 教育長挨拶

進 行：教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長よりごあいさつを申し上げます。

教育長：

本日は大変お忙しいところ印西市いじめ防止対策委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今日は第1回目となる委員会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、印西市のいじめの件数は、全国的にもそうですが、やはり増えてきております。このいじめ防止対策委員会につきましても、この発端は、2011年の大津市のいじめ事件がございまして、この事件をきっかけに、いじめの問題が非常に社会的に大きな注目を集めることとなりました。その後、世論に後押しされるような形で、いじめ防止対策推進法という法律ができました。その法律の中で、自治体が置くことができる3つの組織がございまして、詳しくはこの後、指導課長の方からご説明をしますが、1つ目は、日頃からいじめについての情報交換を行って、未然防止・早期解決を図る組織でございます。2つ目は、いじめの防止等の対策や重大事態が起きたときにそれを調査したり解決を図ったりする組織であります。これが本防止対策委員会ということになります。また3つ目は、教育委員会や学校の調査、これに疑義が生じたとき、今度は市長が改めて調査をする組織になります。この3つの組織を令和5年度より印西市でも設置をしたということでございまして。

いじめ防止対策推進法が公布されたのが、2013年6月28日、まさに今日でちょうど10年目ということでございます。これまで印西市といたしましては、この法律に規定されている組織に代わるものとして、スクールアドバイザーと教育委員会指導課の中で対応してきました。しかし、本市にもいじめを疑う重大な事例もございまして、その対応の過程の中で、今後、いじめに対して適切に対応していくためには、そういった組織が必要だという判断をいたしまして、今年度から正式に条例を制定して、この会議も開催するという運びになっております。今後はこの組織につきましても、本日も越しの皆様から、防止対策や重大事態の調査に関して、ご意見

をいただき、本市のいじめ防止対策を進めていきたいと思っております。

本日は、1回目の会議ということで、事務局の方からいろいろな説明をさせていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

## 2 自己紹介

### (委員自己紹介)

**進 行**：続きまして、委員のみなさまの紹介でございます。今回はじめてお集まりのみなさまとなりますので、名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

＜・弁護士・医師・大学教授・公認心理師・退職校長＞

### (職員紹介)

**進 行**：続きまして、担当職員を紹介させていただきます。

＜・教育長・指導課長・指導課副参事・教育センター所長  
・スクールアドバイザー・指導主事＞

## 3 印西市いじめ防止対策委員会について

**進 行**：議事に入る前に「印西市いじめ防止対策委員会について」、事務局より説明がございます。

**指導課長**：印西市いじめ防止対策委員会について申し上げます。まず資料の3頁をお開きください。令和5年3月の市議会におきまして、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。先ほど教育長からも話がありましたが、この条例ではいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織で、その1つが本日開催しております、印西市いじめ防止対策委員会です。3頁の(2)にあたります。推進法では、第14条第3項に規定され、教育委員会の附属機関となります。この防止対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織でございます。今年度は、本日お集まりいただいております5名の委員で、定例会は年間1回ですが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態を審議調査する場合は、その都度の開催をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今回の条例で設置されたその他の組織について説明をさせていただきます。2つ目の組織は、印西市いじめ問題対策連絡協議会です。3頁の(1)にあたります。この協議会は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行います。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。この委員会は、推進法第14条第1項に規定されております。なお、いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務局は、教育委員会指導課でございます。

3つ目の組織は、推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。3頁の(3)にあたります。こちらの所管部署は企画政策課で、教育委員会から切り離された組織となります。この委員会は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者または学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これらの組織を条例により設置し、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整理いたしました。説明は以上でございます。

#### 4 委員長・副委員長の選出

進 行：続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条では、委員長及び副委員長は、委員のうちから互選するとされておりありますが、どなたか立候補はございますか。

(一 任)

進 行：一任という声が出ましたので、事務局からは、委員長に磯野委員、副委員長に松浦委員をお願いしたいと思います。よろしければ、信任の拍手をお願いします。

(拍 手)

進 行：ありがとうございました。2年間、よろしくをお願いします。それでは、早速ではございますが、委員長からご挨拶をお願いいたします。

##### (委員長あいさつ)

委員長：ただいま委員長を拝命しました弁護士の磯野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様のご信託を受けまして身の引き締まる思いでございます。弁護士が委託される業務は、大人の場合ですと、どちらかといえば、過去に起こったことの清算といった側面が多いものですが、子どもの問題は、大人の問題と違いまして少し特殊な領域もあります。これからの子どもたちの未来を作っていく、そういう仕事であると私は認識しております。子どもたちがより明るく暮らしていける環境を目指して、委員の皆様、関係者の皆様ともども、私も委員長として職務を全うする所存でございますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には印西市の子どもたちのために、活発なご意見やご発言をお願いいたします。簡単ではございますが委員長としてのご挨拶とさせていただきたいと思っております。

進 行：ありがとうございました。委員長は、中央の議長席にご移動をお願いします。

進 行：ここからの議題の進行は議長をお願いします。

#### 5 議題

##### (議題の公開・非公開)

議 長：それでは、本日の議題に進みます。

事務局：はい、議長。

議 長：事務局どうぞ。

事務局：本日の議題としてお示ししております議題2については、協議する内容に個人情報が含まれておりますので、非公開としたいのですが、いかがでしょうか。

議 長：議題2で扱う事例について、印西市情報公開条例第7条第2項「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると思料いたしますので、議題2の協議については非公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：(異 議 な し)

議 長：異議なしと認めます。それでは、議案1を公開、議案2を非公開といたします。

##### (議題1)

議 長：それでは、議題1の「本市におけるいじめ問題の状況と取組について」事務局よりご説明をお願いします。

副参事：それでは本市におけるいじめ問題の状況と取り組みについてご説明をいたします。資料4頁をご覧ください。まず、いじめ問題の状況についてご説明いたします。市教育委員会で把握しております市内小中学校におけるいじめの認知件数は、令和元年度1149件、2年度973件、3年度982件、4年度1153件でございます。近年、千葉県全体としていじめの認知が進んでおり、印西市においても多くの認知がなされていると認識しております。このようないじめへの対応といたしましては、未然防止

に努めると同時に、些細なトラブルと捉えがちな事案であっても、いじめと捉え早期の解決を図ることが重要となるため、各学校には、いじめを見逃さず、積極的に認知し対応するよう指導助言しているところでございます。

いじめの態様といたしましては、全国的な傾向と同様に、「冷やかしかからかい」「嫌なことを言われる・される」「仲間外れにされる」といったものが多く見られております。これらのいじめにつきましては、認知から3か月後までの経過を確認した上で、解消したかを判断することになりますが、そのほとんどが解消しているという状況でございます。

続きまして、いじめ問題に対する取組についてご説明いたします。印西市では、1の「基本方針の策定」、2の「いじめ対応組織の設置」、3の「相談窓口の設置」の3点と、その他として4にお示ししております事業をとおして、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

1点目の「基本方針の策定」につきましては、印西市としてのいじめ問題への取り組みの基本方針としまして、「印西市いじめ防止基本方針」を策定しております。この方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめのない学校、地域、市をつくることを目的とし、平成27年3月に制定したものでございます。市では、この方針に基づいていじめ防止や対策に取り組んでおり、各小中学校におきましても、この方針を踏まえたいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいるところでございます。なお、本方針は、この度の条例の制定を受け、この3月に一部改定を行っております。

2点目の「いじめ対応組織の設置」につきましては、先程、指導課長から説明しましたとおり、3つの対応組織を設置し、いじめの防止等のための対策を推進しているところでございます。

3点目の「相談窓口の設置」につきましては、教育相談事業を主管しております教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への、電話相談や来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。また、令和4年10月からは、全児童生徒に貸与しておりますタブレット端末から相談を希望できる仕組みを整え、改善を図りながら、その実施をしているところでございます。

その他の取組といたしましては、教育委員会内で、いじめを含む生徒指導上の問題についての情報交換やいじめ防止等のための対策等を協議する「いじめ問題対策会議」を月1回程度実施しております。また、全小中学校に生徒指導を担当しております指導主事が訪問し、児童生徒の生徒指導上の問題についての情報交換や、対応への指導助言をするといった機会を年間2回設けております。他にも、近年増えておりますSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象に、情報を適切に見極めたり発信したりするといったための、ネットリテラシー出前授業の実施等の事業を、学校からの要請に応じて行っているところでございます。また、お手元の資料にも入れてありますが、いじめ防止のポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカード、こういったものを配付し、継続して指導を行っているところでございます。本市におけるいじめ問題の状況と取り組みといたしましては、以上でございます。

**議長：**ただ今、説明のあった事項について質疑はございますか。

**委員：**認知件数という言葉がありますが、実数から報告数が相当乖離しているというようなことが前提のもとで、このような認知件数という言葉が作られたそうです。実際に教育委員会が把握するのは、教員から申告があった認知件数ということで、NHKの調査等ですと、実際にいじめというのは、大体8割ぐらいの人が経験しています。認知件数とは相関性がないくらい乖離しています。児童からの報告をもとにした場合も大幅に乖離していますので、やはり把握の仕方自体が、実態に合っていないということ、大切なこととして確認すべきです。それを、いかに実数に近づけていくかということが、まず一つ、取り組まれるべきことだと思います。ただ、アンケート調査をすることは、教員の負担を増したり、学校の先生を萎縮させたりするというようなマイナス面もかなりあります。最初からその実数と乖離していること

は踏まえておいて、先生にご負担を過重にかけてしまわない別のやり方で把握し、対応していくことが必要なのではないかと考えています。

他にいくつか話します。言った人が糾弾されるというような構造というのは、われわれ医療でも安全教育の場合でも、絶対にあってははいけません。言った人は、ある意味で奨励される、報告があつてよかったねというプラスのインセンティブを与えないと報告が上がってきません。構築の仕方をいかにするかというのが、非常に重要だろうと私は思っておりますが、皆様のご意見をいただきたいです。実際、教員がなかなか把握できてない状況で、一番把握できているのは誰かという、実は友達です。友達の中でも、傍観者になっている友達が一番把握しているので、いじめ対策の中で、傍観者の人たちが被害者と加害者の間に入り、調整役になっていけるような予防教育というのが行われていくべきです。それにより発見率の向上だけでなく、紛争化する前に、それを未然に防ぐための効果的な教育になるのではないかと思います。ご検討もいただければと思います。

**委員：**今、先生の方からお話がありましたが、非常に共感することが多くありました。学校の先生は非常に忙しいということがありますので、その中でいじめの問題、いじめを発見するのは、学校の先生には、なかなか限界があると思っております。やはり傍観者教育というのは非常に有効だというような話を聞いておりますので、そのあたりを、資料2のいじめ問題に対する取組の(4)その他のところでいろいろな対策はされていますが、傍観者に対する教育が、まだ行き届いていないのかなと考えます。学校の先生の負担などを減らすということも含めて、傍観者教育というものに力を入れていくということも一つの方法ではないかと感じました。

**委員：**今、傍観者教育の話がありましたが、やはり子どもたちにとっては、次に自分に回ってくるかもしれないという恐れみたいなものはすごくあるのではないかと思います。学校に訪問に行つて子どもにお話する時には、見ているというのもしじめだよと話しますが、子どもたちの方は、概ねそれはわかっているような気がします。しかし、そこから一步踏み出すという部分で、どのようにその一步を踏み出させるかの手だてが必要なのだと思います。子どもたちは十分に認識しています。しかし、その一步がなかなか踏み出せないこと、その子ども自身のネックになっているところをどう取り除いていくのかが、現場の先生も非常に苦慮しているところなのだろうと思います。

**委員：**具体的にそのような比較的効力のある対策というのは、いじめ防止教育の中にはあります。傍観者をいかに調整役にしていくか。教員は忙しいですし、教員には言いたくないという子どもが非常に多いです。それは、単にそのいじめの報復にあうからだけではなく、大人社会に対する反抗が子どもの時期にはある意味で健全でありまして、大人なんかには言てはいけないという考えがあります。困っている子どもは自分で大人に対しては声を上げません。それを踏まえた中で、どうするかというと、いじめる側の中に数人のグループを作るのです。被害者と加害者というものは交錯しますので、黒白分ける必要はなく、被害者側のサポート役、つまりみんなではやし立てる中に傍観者が何人か入って、被害者のために代弁する。そういう教育をしましょうという考えがあります。それだけではなく、もう一つよいこととしては、加害者側にもサポート役がつくようにするのです。加害者側も何らかの居場所がなく抱えていることがありますので、加害者を追いやってしまうというのはいいことではないのです。立場も被害者と加害者は、実は共通するので、被害者側だけでなく加害者側もグループでサポートしましょう。一緒に遊びましょう。例えば、教育の中で具体的に、今度は誰々が当番というようにして、当番を複数作ります。1人でやるといじめの対象になりますので、複数人でサポート隊というものを実際に作るという教育をすると、比較的効果があるようです。他にもそういったノウハウが、調べた中でいくつかありますが、そういうものを具体的に取り入れて、例えば専門家から教えていただいた上で、教育現場に導入すると効果が上がる可能性が高いと思います。

**委員：**皆様のご意見が参考になりました。具体的なところで、今、印西市内の小中学校

のスクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置率はどうか。また、配置されてどれぐらいその学校に関わっているのかというのを後でお聞きできればと思います。ある自治体では、SC・SSWを全校設置して全校児童生徒、ひと月に1回は必ずSC・SSWが面談をして、そこからいじめや不登校などを吸い上げていくことで、数が激減したということがあります。予算の問題になってくると思いますが、できるだけ学校の教員の負担にならないように、外部の地域の専門家や関係者を活用していくことがいいと思います。

**事務局：**中学校には、週1回でSCが配置されております。小学校は、隔週で配置されている学校が10校、月1回で配置されている学校が8校ございます。次に、SSWについては、北総教育事務所に3人おまして、学校から依頼があった場合には市教育委員会を通して申請することができます。また、原小学校にSSWと訪問相談担当教員が1人ずつ派遣されています。

**委員：**先ほどのSSW、SCについてですが、私もよくご相談させていただいています。別の委員会でも、設置してくださいと強く主張させていただいています。印西市よりもっと回数が多い市も多々あります。発達障害の方に関しても、SSWの方にも密接に関わっていただいておりますが、単に形式的な心理検査はあまり役に立たなく、個別に何をどういうふう困っているかということ、授業の場で実際に見ていただくことが大切なのはSSWについても同様です。そして、密接に授業に関わっていただくためには人数の確保が絶対が必要です。そもそもSSWがつくられた経緯には、このいじめの防止が最初にあり、そのためにも印西市の予算規模から考えて、ぜひ増やしていただくということを強くこの場でも主張したいと思います。それから、いじめに関しての教育効果について別の観点でお話します。私が調べた限りにおいては、学校の先生によるいじめの防止が一番効果的というのが、確かなようです。ただし、事案を2つに分ける必要があり、重大事案と司法的な対象にならない軽微ないじめに分けた場合は、軽微な場合は圧倒的に教育の方がよいです。ただし重大事案に関しては、果たして何をもち解決とするかという司法的な考え方もあり、重大な事案ほど教育の効果が落ちてきます。大体2割ぐらいは重大事案になるだろうと考えますが、それに関しては、やはり司法的な解決についての判断が要求されるべきではないかと思えます。

**議長：**弁護士の立場からも話をさせていただきます。私もいじめ関係の問題に関わる時がありますが、なかなか難しいところが正直あります。子どもに、権利や義務について、こういう定義や義務があることや、いじめ重大事案が起きたときに、法的にどのようなペナルティーを受けるかということ、を話す立場ですが、そのようなケースもあります。実際の教育現場では、今、委員からお話ありました、そこまでいかない80%ぐらいの軽微という評価をどうするかということがあると思います。その部分はすごく難しく、教育的な側面がすごく大事になってきます。いじめの問題は、大きく分けてしまうと、予防的な側面として、いじめに関するきちんとした考え方をお子さんだけでなく、教師の先生方も含めて持つていく、そういう環境をどう作っていくのかという問題が1つと、実際に起きてしまった後に、それをどう解決していくのかという問題と、大きく2つに分かれると思います。この教育的な部分での問題がすごく、いじめ問題というのは難しい問題です。

法律だと0か100の形で、すみ分けできるものが多いのですが、いじめた子どもの問題に関しては、なかなかそういうすみ分けは難しいです。弁護士会では、それぞれの立場の人、先ほど傍観者の話が出ましたが、加害者・被害者だけでなく傍観者、あるいは周りにいる大人、それは親御さんだったり、教育関係者だったり、我々だったり、それぞれの立場から、どういうことができるのか、できたのかということ、を自分で考えてもらうようにします。今回、それぞれの立場の有識者が集まって、この委員会が立ち上げられましたので、今後はそのようなところや、子どもがより過ごしやすい生活をどのように作っていきけるのかというところにつきましても、積極的に話し合いを進めていけたらと思います。事務局の方から、教育的な側面は学校によって違うと思いますが、他の委員からもお話が出ましたので、その点

についての考えを教えていただけたらと思います。

**事務局**：貴重なご意見ありがとうございます。傍観者という立場の教育というものも、今後どのような形で行えるか考え、より具体的な事例があれば参考にさせていただきたいと思います。

**議長**：これからの課題だと思います。この委員会は、具体的には、定例会議もありますけれども、実際に何か問題が起きたときに、それを調査するというのが、主な活動内容です。その中で、事案の解決はもちろん、それをうまくフィードバックしていき、他の個々の被害が出ないような形で進めていけたらと思います。

議題1については、よろしいでしょうか。

**議長**：それでは、議題1については、ここまでといたします。

**議長**：続いて議題2となりますが、こちらについては、非公開になります。傍聴者は、退室をお願いします。

(傍 聴 者 退 室)

(以下非公開)

令和5年8月14日

委員 松浦 俊弥

委員 久山 登